

静岡県告示第297号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和元年10月4日

静岡県知事 川勝平太

1 施行者の名称

静岡市

2 都市計画事業の種類及び名称

静岡都市計画道路事業 3・3・27号 丸子池田線

3 事業施行期間

令和元年10月4日から令和8年3月31日まで

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

静岡県静岡市駿河区曲金三丁目、曲金四丁目、豊田一丁目、小鹿、小鹿一丁目、小鹿二丁目、小鹿三丁目地内

(2) 使用の部分

なし